

# NPO議員連盟

## 訪米視察報告書

2013年9月30日(月)～10月5日(土)



## 目次

1. 今回の訪米調査の目的(参加呼びかけ文から)	3p
2. 参加者リスト	3p
3. 訪問日程(スケジュール)	4p
4. 訪問団体の概要と写真	6p
5. 訪米調査の報告	23p
6. 日本のNPO制度が学ぶ点	44p

## 1. 今回の訪米調査の目的(参加呼びかけ文から)

現在オバマ政権は、NPO・NGOとの連携を積極的に進めています。ホワイトハウスに連携機関を設置して、政府のボランティア活動の拡大、税制優遇の提供、財政支援プログラムなどを実施していますが、日本国内では十分な報告がなされていないのが現状です。

NPO議員連盟は、今回の訪米視察で米国の政治・経済・社会におけるNPOの重要性、役割・存在意義、アメリカのNPO政策に関する最新事情や課題、アメリカの先進事例、オバマ政権下でのNPO政策のこれまでとこれからについて視察します。

そして、今回の訪問の成果を次なるNPO政策、政治とNPO・NGOの連携強化に活かす考えです。

## 2. 参加者リスト

### NPO議員連盟

共同代表	自由民主党	中谷 元	衆議院議員
共同代表	民主党	江田 五月	参議院議員
幹事長	民主党	辻元 清美	衆議院議員
幹事	みんなの党	山内 康一	衆議院議員
幹事	日本維新の会	阪口 直人	衆議院議員
事務局次長	自由民主党	阿部 俊子	衆議院議員
事務局次長	公明党	谷合 正明	参議院議員

(随行)

NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会	代表	松原明
	事務局長	鈴木歩

### 3. 訪問日程(スケジュール)

- 9月30日(月) 成田発 11:05→ワシントン着 10:40  
午後 政府機関、NPO等 訪問・会談
- 10月1日(火) ワシントン 政府機関、NPO等 訪問・会談
- 10月2日(水) ワシントン 政府機関、NPO等 訪問・会談
- 10月3日(木) ワシントン→メリーランド州 NPO関係機関、専門家 会談  
午後、ニューヨークへ以上→夕刻着
- 10月4日(金) ニューヨーク NPO等 訪問・会談  
ニューヨーク発 18:05
- 10月5日(土) 成田着 11:05

### ○訪問先団体と日時

日にち	時間	訪問先
9月30日(月)	14:00-15:30	① 全米コミュニティ・サービス局 Corporations for National and Community Services
	16:00-16:30	② アメリカ合衆国国際開発庁 USAID
	17:00-18:00	③ インター・アクション Inter Action
10月1日(火)	9:30-10:30	④ アーバン・インスティテュート Urban Institute
	11:00-12:00	⑤ 国務省グローバル・パートナーシップ・イニシアティブ室 U.S. Department of State, Office of Global Partnership Initiative
	13:00-14:00	⑥ 国務省宗教団体・地域団体連携室 Office of Faith-Based Community Initiative
	14:00-14:30	国務省日本部 U.S. Department of State
	15:00-16:00	⑦ センター・フォー・アメリカンプロGRESS Center for American Progress
	16:30-17:30	⑧ カウンシル・オブ・ベタービジネスビューロー Council of Better Business Bureau

10月2日(水)	9:00-10:30	⑨	ケース財団 The Case Foundation
	11:00-12:00	⑩	カプリン&ドライスデール Caplin & Drysdale
	12:30-14:00	⑪	インディペンデント・セクター Independent Sector
	14:30-15:30	⑫	デロイト Deloitte
	16:00-17:00 ※シャットダウンの為キャンセル	⑬	ホワイトハウス社会イノベーション・市民参加局 Office of Social Innovation and Civic Participation
10月3日(木)	11:00-12:00	⑭	メリーランド州政府 公益財団課 Charitable Organizations Division, Office of the Secretary of State, Maryland
	13:00-15:00	⑮	ジョンズ・ホプキンス大学 市民社会研究所 レスター・サラモン教授 Johns Hopkins University, Center for Civil Society Studies Dr. Lester M. Salamon
10月4日(金)	9:00-10:00	⑯	エムディーアールシー MDRC
	10:30-12:00	⑰	ニューヨーク大学ロースクール フィランソロピー法全米センター New York University School of Law, National Center on Philanthropy and the Law
	12:00-13:30	⑱	ロイヤーズ・アライアンス・フォー・ニューヨーク Lawyers Alliance for New York
	14:00-15:30	⑲	ニューヨーク・ボランティア New York Volunteer

## 4. 訪問団体の概要と写真

### ①全米コミュニティ・サービス局

#### Corporations for National and Community Services

基礎情報	1201 New York Ave. NW, Washington, DC 20525 Tel 202-606-5000 NationalService.gov
活動内容	1993年に設立された連邦政府機関で、これまでに500万人以上の米国民にアメリコア、シニアコア、ピースコア等のプログラムを提供。全米最大のサービス・ボランティア向け補助金提供機関として、国内のNPO部門をさらに強くし、国が直面する様々な問題に対応するため重要な役割を果たす。米国で最も強力な資源である国民のエネルギーと才能を最大限に活かすための政府機関。
面会者	Ms. Wendy Spencer, CEO Mr. Bill Basl, Director, AmeriCorps State and National Mr. David Premo, Public Engagement Specialist, Office of Public Engagement Mr. Erwin J. Tan, M.D., Director, Senior Coprs
ヒアリング内容 ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 20年前に設立。参加者は17歳から91歳。</li> <li>・ アメリコアには年間8万人が参加。応募者は、昨年52万人。月額1100ドルの生活手当が最長3年間支給され、教育分野などのNPOで経験を積む。連邦政府が4分の3、NPOが4分の1を負担する。</li> <li>・ アメリコアを終えると年5645ドルの奨学金に応募可。</li> <li>・ シニアコアには年間36万人が参加。</li> </ul>



## ②アメリカ合衆国国際開発庁

### United States Agency for International Development, USAID

基礎情報	1300 Pennsylvania Avenue, NW, Washington, DC 20523 Tel: 202-712-5010 <a href="http://www.usaid.gov/">http://www.usaid.gov/</a>
活動内容	1961年に設置されたアメリカ合衆国のほぼすべての非軍事の海外援助（ただし、USAIDと軍は密接な協力関係にあり、援助に軍を利用しないという意味ではない。）を行う政府組織である。日本のJICAに相当。大統領に直属した連邦部局であったが、1998年以降は国務省の監督下に置かれ米国の外交政策を反映し、より良い生活を実現するために努力したり、災害からの復興、自由で民主的な国で生活できるように努力するなどの海外の人々へ援助の手を広げている。
面会者	Ms. Susan Reichle, Counselor to the Agency 他2名
ヒアリング内容 ポイント	<ul style="list-style-type: none"><li>USAIDの資金は60%がNGO/NPOに、40%が民間企業に提供されている。</li><li>資金提供のリスクに関してはチェックリストをつくり、テロ活動に流用されていないか、評価できる点、不十分で能力を底上げすべき点がわかるようにしている。</li><li>公的機関から民間団体に比重を移したことについては、リスクを取る方向へ変わったことと、現場ニーズにより対応できるようにしようということから。リスク管理や説明責任のあり方に関して考え方や対応の仕方に大きな変更があった。</li></ul>



### ③インター・アクション Inter Action

基礎情報	1400 16 <sup>th</sup> St. NW, Suite 210, Washington DC, 20036 Tel: 202-667-8227 www.InterAction.org
活動内容	ワシントン DC に本拠を置く国際 NGO のアライアンス。各国の 180 以上の国際 NGO が加盟している。世界の貧困や脆弱に立ち向かい、世界を平和で、公正で豊かな場所にできるよう活動している。会員団体の国際協力 NGO の信頼性保証審査なども行っている。
面会者	Mr. Samuel A. Worthington, President and CEO Ms. Lindsay Coates
ヒアリング内容 ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 30 年の歴史がある団体。加盟団体 180 団体全体の年間活動規模は約 180 億ドル（1 兆 8 千億円）。うち、76% は民間資金、残りの 24% は政府支出である。援助金として出している規模としては、OECD 諸国の序列では、世界第 6 位になる。</li> <li>・ 民間資金を集めるには、民間からの寄付がしやすい税制度、NPO の活動に寄付をする文化が助けとなっている。</li> <li>・ “Foreign Assistance Brief Book” というブリーフィングブックを作っており、政権交代や新人議員に、特定の政策分野に関して、1 枚の紙にまとめて出せるようにしている。要請があれば、詳しいブリーフィングもしている。</li> <li>・ 日本人は世界中の地域で素晴らしい活動をしているが、国内の NGO が弱いとの印象を持っている。</li> </ul>





#### ④アーバン・インスティテュート

##### Urban Institute

基礎情報	2100 M St NW, 5 <sup>th</sup> floor, Washington, DC 20037 (202) 833-7200 <a href="http://www.urban.org/">http://www.urban.org/</a>
活動内容	著名なシンクタンクの1つ。アメリカの都市や住民の直面する課題を分析する独立した超党派のシンクタンクの必要性を背景に、1968年、ジョンソン大統領の指示で設立された。アーバン・インスティテュートのNPOフィランソロピー・センターはNPOとフィランソロピーの役割と成果を研究・広報し、市民社会の理解を深め、非営利団体の発展を目指す。全米50州・28カ国以上において政策分析、プログラム評価などを行い、政策担当者、民間企業、学者等と情報を共有する。米国でも屈指のNPO研究センター。
面会者	Nathan Dietz, Senior Research Associate, Center on Nonprofits & Philanthropy Brice McKeever, Research Associate
ヒアリング内容 ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全米に約230万のNPOがあり、税制控除があるのは約160万。NPOでの雇用が約1400万人、NPO活動はGDPの5.6%。</li> <li>・ NPOの収入源は、46.6%は民間からの事業収入、23.2%は政府からの事業収入。民間寄付12%、政府助成金9%</li> <li>・ 民間がNPOに関するデータを全て無料で利用できるようにホワイトハウスに呼びかけている。</li> <li>・ NPOが成長する上では、寄付税制は大きな要素である。日本ではNPOへの規制が厳しい。米国でも、規制緩和でNPO設立が増加したことが成長の要因となった。</li> </ul>



### ⑤ 国務省グローバル・パートナーシップ・イニシアティブ室

#### U. S. Department of State, Office of Global Partnership Initiative

活動内容	国務省グローバル・パートナーシップ・イニシアティブ室は、2009年、外交政策における官民の新しいパートナーシップの時代を促進し、対外援助の効果を最大化し、問題を解決するために協力を強化するために設置された。外交と開発への新しいアプローチを呼び起こしている。
面会者	Mr. Andrew O' Brien
ヒアリング内容 ポイント	・ 退役軍人が次の仕事を見つけるまでや PTSD のセラピーの為、全米コミュニティ・サービス局との連携がある。

### ⑥ 国務省宗教団体・地域団体連携室

#### Office of Faith-Based Community Initiative

活動内容	2009年2月5日、オバマ大統領就任の2週間後にホワイトハウス内に設置。前身は、Office of Faith-Based and Community Initiatives で、2001年1月にブッシュ大統領によって設置された。
面会者	Shaun Casey, Special Advisor of the Office of Faith-Based Community Initiative
ヒアリング内容 ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各省庁に約 13 のパートナーシップ室があり、月1度ホワイトハウスにて会議を行い連携に勤めている。</li> <li>・ 草の根の活動現場からの声をどう政策提言に活かせるか、常に密な連携をとっている。</li> </ul>



## ⑦センター・フォー・アメリカン・プログレス

### Center for American Progress

基礎情報	1333 H Street, NW, 10th Floor, Washington, DC 20005 Tel : 202. 682. 1611 <a href="http://www.americanprogress.org/">http://www.americanprogress.org/</a>
活動内容	進歩的なアイデアや行動を通して、アメリカ人の生活を向上するための独立した超党派の教育機関。エネルギー、国家安全保障、経済成長、移民、教育、保健医療などの21世紀の課題に対処している。2003年、クリントン政権の首席補佐官だった John Podesta 氏（ジョン・ポデスタ）によって、設立された独立研究機関で、政府機関勤務経験者も多く、世界中の課題につき積極的に政策提言している。オバマ政権には、ソーシャル・インパクト・ボンド等の NPO 政策を提言している。
面会者	Dr. Glen S. Fukushima, Senior Fellow Mr. Michael Werz, Senior Fellow Mr. Ken Gude Mr. Rudy DeLeon
ヒアリング内容 ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アメリカは OECD 諸国内でも貧困率が高い。貧困率を10年で半減できるよう NPO の役割が期待される。</li> <li>・ 政策対話の中に若者の声を参加できるような政策や労働者の組織化の支援など、NPO による雇用の拡大を進める政策についても進めている。</li> <li>・ 政策提言ではアメリカの中流階級の家庭にさらに良い経済構造にできるのかという点に力点をおいている。</li> </ul>



⑧カウンスル・オブ・ベタービジネスビューロー  
Council of Better Business Bureaus

基礎情報	3033 Wilson Blvd, Suite 600, Arlington, VA 22201 Tel: 703-247-9396 <a href="http://www.bbb.org/">http://www.bbb.org/</a>
活動内容	全米 NPO のうち、大手の NPO について、信頼性保証を行っている。NPO を比較して評価するのではなく、Standards for Trust (信頼のためのスタンダード) 基準を満たしているかどうかを判定している。売り手と買い手が互いに信頼できる倫理的な市場を提供することをビジョンに掲げている。
面会者	Ms. Kelley Bevis, Charity Research Analyst Ms. Elvia Castro, Charity Research Analyst
主な質問テーマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BBB では全米 1400 団体の評価を実施。うち 9 割は 25 万ドル以上の収入規模で、多くは 50 万ドル規模。</li> <li>・ ランク付けを行うものではない。組織ガバナンス、成果の評価、財政状況、広報資料の 4 分野、20 項目においてベンチマークを超えているかどうかをチェック。</li> <li>・ ファンドレイジング・コストに特段の定めはないが BBB で評価を受ける際の基準として 65% をプログラムに使うようにしている。</li> <li>・ 基準を満たした団体は希望すれば、BBB マークを使用料を払って利用することが可能である。</li> <li>・ 役員給与の基準もない。同じ規模の営利企業の役員の報酬に比べれば少ないことが殆どで、よい人材が集まらないという議論がある。</li> </ul>



## ⑨ ケース財団

### Case Foundation

基礎情報	1717 Rhode Island Avenue, NW, Seventh Floor Washington, DC 20036 Main: 202. 467. 5788 <a href="http://casefoundation.org/">http://casefoundation.org/</a>
活動内容	1997年、AOL創設者のジーン&スティーブ・ケースにより設立され、世界を変革する人やアイデアに投資している。2012年9月にホワイトハウスで開かれた「フィランソロピーにおけるイノベーション」フォーラムで、「社会的インパクト投資」の重要性について、ジーン・ケース氏が基調講演を務めた。ケース財団は、オバマの社会イノベーション・市民参加局と連携して、企業のNPOに対するプロボノ活動を推進するA Billion + Change. プログラムを推進している。
面会者	Ms. Kate Ahern, VP of Social Innovation Mr. Erich Broksas, SVP of Strategy & International Investment 他1名
ヒアリング内容 ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内の団体に、過去16年で1億円の助成をしている。大手の団体より、ベンチャー的で成長が見込める団体に支援している。</li> <li>・ G8でImpact Investmentのタスクフォースの立ち上げが合意されたが、日本とロシアがまだ参加していない。</li> <li>・ 寄付者に対して四半期でのレポートを求められているが、NPOを支援する際にはもっと長期ビジョンでの取り組みを見るように働きかけている。</li> <li>・ 米人口の10%はNPOで雇用され、経済の大きな部分を占めている。政権が変わってもNPOの重要性は変わらない。</li> </ul>



## ⑩カプリン&ドライスデール

### Caplin and Drysdale

基礎情報	One Thomas Circle, N.W. Suite 110, Washington, DC 20005 Main: (202) 862-5000 <a href="http://www.capdale.com/">http://www.capdale.com/</a>
活動内容	1964年設立の法律事務所。企業、団体、個人に税及び法律面でのあらゆる法的サービスを行う。NPOに関しても、設立、運営、解散はテクニカルで、ルールに則った慎重なコンプライアンスが必要。NPO（免税団体）の設立や組織改編など、ゴールを達成できるように、法的サービスを行う。
面会者	Marcus Owens, Member, Exempt Organizations Group Diara Holmes, Member, Exempt Organizations Group Michael Durham, Member, Exempt Organizations Group Laura Damerville, Associate, Exempt Organizations Group
ヒアリング内容 ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NPO 法人の申請は 51 州・特別区にて電子的に 1 時間で可能。501c3 になるには 4 ヶ月から 1 年ほどかかる。</li> <li>・ IRS から連邦の免税認定が降りたら、州によっては、州にもその通知を知らせる。</li> <li>・ 申請書類などの作成は、弁護士や会計士に依頼する団体もあるが、小さな団体は自分たちで行っている。</li> <li>・ 一時的な仮認定制度である暫定的な免税制度（Advanced ruling process）は 2011 年に廃止され、5 年間基準を満たせばそのまま認定される制度になった。</li> <li>・ 関連事業は免税になる。非関連は企業と同等の税率が課され、form990-t にて報告し情報公開の対象となる。</li> <li>・ 不正があった場合、免税対象の資格の剥奪は直ぐにはないが、制裁として罰金や適切な課税額が請求される。</li> </ul>



⑪ インディペンデント・セクター  
Independent Sector

基礎情報	1602 L Street NW, Suite 900 Washington, DC 20036 Phone 202-467-6100 Fax 202-467-6101 <a href="http://www.independentsector.org/">http://www.independentsector.org/</a>
活動内容	1980年設立。全米の大手NPOや財団等の連合組織。600ほどの団体が参加する超党派の組織。ワシントンDCに位置し、NPOの優遇税制や免税資格などを含めた、NPOやフィランソロピーに関する連邦政策のために働きかけを行っている。
面会者	Ms. Kate Schineller, Director, Special Projects Mr. Geoffrey Plague, Vice President, Public Policy
ヒアリング内容 ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全米の大手NPOや財団等が600団体ほど集まった連合組織で、連邦政府や議会への政策提言活動を展開している。年間予算規模は5千万ドル。</li> <li>・ 1986年に、連邦政府の税制改正で、納税者が寄付をした際に控除できる条項を守るために最初のアドボカシー活動。アメリカ人は年間30兆円の寄付を行い、寄付税制により4兆の税収が失われている。</li> <li>・ 寄付の実に22%は12月30日、31日の最後の2日にオンラインでされる。納税者は寄付控除が使えることをよく知っている。確定申告締切日の4月15日と寄付控除対象になる日を近づける運動をしている。</li> </ul>



⑫デロイト  
Deloitte

基礎情報	4th floor, 555 12th St. NW Washington, DC 20004 <a href="http://www.deloitte.com/">http://www.deloitte.com/</a>
活動内容	監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクマネジメントおよび税務に関するサービスをクライアントに提供している。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークをもち、約 200,000 人の人材を保有する。NPO 税制を活用した寄付者へのアドバイス、寄付プランの作成、501(c)3 の設立などのアドバイスをしている。
面会者	Laura H. Peebles, CPA, PFS, Tax Director, Washington national Office of Deloitte Tax LLP Barton Massey
ヒアリング内容 ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2012 年に税制免除申請をした団体は約 6 万 1 千で、5 万 2 千団体は認められた。データベース刷新中のため拒否率が例年より高くなっている。</li> <li>・ 通常 3～6 ヶ月で認められるが、問題があると 2 年ほど。</li> <li>・ NPO の不正チェックは、情報公開、無作為調査、メディア、市民からの情報提供、議会チェックによる。「日光が最良の殺菌剤」という格言のように、情報公開によって一般の監視で制度悪用を防止するのが一番である。</li> <li>・ NPO で問題となるのは、寄付金の私的流用、政治活動等。</li> <li>・ 株式、不動産、債権、絵画、彫刻、在庫など寄付可能。儲けの出た株式を寄付すれば寄付者は所得控除が得られ、受け取った団体にも税金を払う必要はない。</li> <li>・ 会計事務所が資産家から寄付相談を受けることもある。</li> </ul>





⑬メリーランド州政府 公益法人課  
Charitable Organizations Division  
Office of the Secretary of State, Maryland

基礎情報	Office of the Secretary of State, Maryland Annapolis, Maryland 21401 Tel:410-260-3879 <a href="http://www.sos.state.md.us/charity/charityhome.aspx">http://www.sos.state.md.us/charity/charityhome.aspx</a>
活動内容	メリーランド州で免税団体申請を行う際の窓口。
面会者	Mr. Peter C. Fosselman, Deputy Secretary of State, Charities & Legal Division Mr. Stephen M. Ruckman, Assistant Attorney General, Executive Division, Office of the Attorney General Mr. Michael Schlein, Investigator
ヒアリング内容 ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ メリーランド州には 18000 の NPO があり、4 人の担当官で NPO の申請手続き、NPO からの相談対応、寄付先についての相談、不正運用のチェック等も担う。</li> <li>・ 「ギビング・ワイズリー」というプログラムを設け、どこに寄付をすればいいのかといった市民や企業からの相談にウェブ、電話で応え、講演等も行っている。</li> <li>・ 「メリーランド・チャリティー・キャンペーン」という州政府職員が NPO に寄付する職場での寄付キャンペーンでは、今年 700 団体に対して 340 万ドルが集まった。</li> <li>・ メリーランド州での NPO 法人設立は 4 週間ほど。前は 1 週間ほどで出来ていたのだが予算削減により人手不足。</li> <li>・ 中小の NPO であっても申請書類は苦勞なく作成できる。州の税務当局や他 NPO が相談に乗れる連携がある。</li> </ul>



⑭ ジョーンズ・ホプキンス大学 市民社会研究所

レスター・サラモン教授

Johns Hopkins University — Center for Civil Society Studies Dr.

Lester M. Salamon

基礎情報	3400 North Charles Street, Wyman Building, 5th Floor Baltimore, MD 21218-2688
活動内容	世界全体の非営利セクターの実証的研究の先駆者的存在。ジョーンズ・ホプキンス大学教授で、同大学の市民社会学研究センターの所長。ワシントンDCのシンクタンク「アーバン・インスティテュート」のガバナンス及びマネジメント調査センター所長も務める。米国のNPOセクター研究の第一人者。
面会者	Dr. Lester M. Salamon, Director Ms. Megan A. Haddock, International Research Projects Manager
ヒアリング内容 ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国NPOの資金源は、民間からの寄付等は10%、政府資金は38%。民間寄付金の内訳は、生存する個人からの寄付が75%、遺贈7%、財団13%、企業5%。</li> <li>・ NPOでの雇用は、全産業中3番目に大きな割合を占める。州によってNPOの数や活発さに差がある。</li> <li>・ SIFはアイデアとしては良いが5千万ドル規模で、先行事例のイギリスでは3.2億ポンドと米事例は小さい。</li> <li>・ NPOが成長する有効な政策としては、政府の補助金、関連事業非課税が有益である。日本の国債は金利が低いので、それより有利な金利で投資に保証すれば刺激策となる。</li> </ul>



## ⑮エムディーアールシー

### MDRC

基礎情報	19 <sup>th</sup> floor, 16 East 34st, New York, N. Y. 10016-4326 (212) 532-3200 www.mdrc.org
活動内容	イギリスで始まった Social Impact bond を調査し、ニューヨーク市での米国第 1 号の実験的实施を手がけたシンクタンク。その後、オバマ政権が SIB を政策に取り入れ、連邦に広がっている取り組みである。
面会者	Mr. Tim Rudd, Research Associate, Young Adults and Postsecondary Education Policy Area Ms. Cindy Redcross, Senior Research Associate Ms. Elisa Nicoletti, Research Associate
ヒアリング内容 ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融の仕組みを使って活動資金を集める SIB の先進事例を手がける。ブルームバーグ財団から 720 万ドルの助成金とゴールドマン・サックスから 960 万ドルの融資。</li> <li>16 歳から 18 歳の被拘禁者につき、再犯防止のための活動を行い、再犯率が 10% 以上下がったら、配当が出る。</li> <li>まだ、成果は出ていないが、実験的で意欲的な取り組みとして注目を集めている。</li> <li>NY 市以外では、まだ始まっていないが、マサチューセッツ州、ユタ州などでも検討が始まっている。</li> <li>SIB の良い点は成功したものにだけ払うことと借り入れにより支払いの期間を長くできるので投資を増やすことができること。インプットでなく、成果に対して支払うには自治体側のパラメーター作りも必要で、NY 市は金融に強いのでできるが、他の市では難しい。</li> </ul>



⑩ ニューヨーク大学ロースクール  
 フィランソロピー法全米センター  
 National Center on Philanthropy and the Law  
 New York University School of Law

基礎情報	139 MacDougal Street, 110 New York, NY 10012 P: 212-998-6161 F: 212-995-3149
活動内容	ニューヨーク大学法学部「フィランソロピー全米センター (The National Center on Philanthropy and the Law)」の事務局長。このセンターは、非営利分野の法制度、また寄附税制を研究し、実際の制度改正などに大きな影響を与えてきている。同センターは、1988年設立。米国内で唯一、フィランソロピーと法律について系統的に学ぶことができるカリキュラムを持っている。
面会者	Ms. Jill Manny, Executive Director, National Center on Philanthropy and the Law
ヒアリング内容 ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NPO の活動分野によって控除割合を変える議論はあるが、広がっていない。政府は公益性の高い活動には補助しても、その公益性を認めない活動には補助されず資金が集まらない。</li> <li>・ 非関連事業の純利益には課税されるが、弱者救済事業を行う活動には税額を優遇すべきという議論もある。</li> <li>・ 先行規定廃止による変更は、プロセスのみで PST などの法律は同じ。IRS と NPO 双方の事務が簡素化された。</li> <li>・</li> </ul>



⑰ロイヤーズ・アライアンス・フォー・ニューヨーク  
Lawyers Alliance for New York

基礎情報	171 Madison Ave, New York, NY 10016 (212) 219-1800 www.lawyersalliance.org
活動内容	ニューヨーク市内の NPO に法律サービスを提供する NPO。1969 年設立。これまで、1 万件以上の NPO に 1 億ドル以上の価値に値する法律サービス（訴訟問題を除く）を実施してきた。同団体内の弁護士および 700 名以上のボランティアの弁護士が NPO にプロボノ（無償）で法律サービスを提供している。ショーン・ディラニー氏は、同団体の事務局長であり、免税と政府機関に関する IRS 諮問委員会のメンバーも務めている。
面会者	Sean Delany, Executive Director Laura Abel, Senior Policy Counsel 他 9 人
ヒアリング内容 ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間 600～700 の NPO に対して法律サービスを提供。</li> <li>・ 現役の専従の弁護士と大手弁護士事務所から 4 ヶ月間出向されているスタッフがサービスを担う。この他、1300 人の弁護士がボランティア登録している。</li> <li>・ 最大の収入源は、弁護士事務所から寄付で毎年 200～300 万ドル。この他、助成金、ファンドレイジングパーティー、法律相談の利用料などを得ている。</li> <li>・ 寄付先の活動内容により控除額を変えるのは危険。</li> <li>・ 2013 年春に成立した州法により、役員との利害関係取引等を明示することとなり、不正が減るだろう。</li> <li>・ 50 州ある中、NPO を取り締まる担当官は 1 州に 1.5 人程度であり、NPO は自ら法律を遵守している。</li> </ul>



⑩ ニューヨーク・ボランティア  
New York Volunteer

基礎情報	State Commission on National & Community Service 52 Washington Street North Building - Suite 338 Rensselaer, NY 12144 Phone: (518)473-8882 <a href="http://www.newyorkersvolunteer.ny.gov/Home.aspx">http://www.newyorkersvolunteer.ny.gov/Home.aspx</a>
活動内容	オバマ政権のアメリ・コアをニューヨーク州で実施している団体。全米コミュニティ・サービス局 (Corporations for National and Community Services) のニューヨーク州での行政機関。10地域のボランティアセンターとつながり、すべての年代、背景の人にボランティアの機会とコミュニティのニーズを伝えている。
面会者	Ms. Fran Barrett, Interagency Coordinator, Non-profit Organization, State of New York 他1名
ヒアリング内容 ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ニューヨーク州のクオモ知事の部局であるNPO支援室では、ニューヨーク州のNPOのネットワーク化などの支援活動を行う。NPO調整官には、NPOでの知識や経験の多い人物が抜擢された。</li> <li>・ NY州でのアメリコア参加者は500人から800人。</li> <li>・ 州知事はホームレス問題に取り組むなど自らもNPO活動に積極的である。NY州には約6万のNPOがある。</li> <li>・ 先日のハリケーン・サンディ被害への対応の経験から、アメリコアなどが災害救援において活躍できるよう、行政とNPOとの連携強化策に取り組んでいる。</li> </ul>



## 5. 訪米調査の報告

### 1. オバマ政権下におけるNPO政策のポイント

#### ポイント

- A) オバマ政権では、オバマ大統領およびミッシェル夫人も市民活動経験者ということもあり、NPOやボランティア活動の推進に熱心である。
- B) NPOでのスタッフ採用支援であるアメリ・コアは、とりわけ力を入れているものの一つ。米国の市民社会の活力と市民生活の向上のために、社会サービス従事者やボランティア活動を推進している。
- C) ソーシャル・イノベーション・ファンドや、ペイ・フォー・サクセス・ボンドといったNPOとの新しいパートナーシップの形を積極的に展開している。これらの政策のポイントは、イノベーションやインパクトの重視、官民パートナーシップの推進、行政の資金をレバレッジにして民間資源をより多く公共サービスに振り向けること、根拠を示せる成果指標の策定である。
- D) 省庁の縦割りではなく、上記の視点にたったNPO政策を省庁横断的に進めるために、社会イノベーション・市民参加局を設置した。

#### (1) NPOに対する人的支援、ボランティア活動の推進

##### 【「社会サービス」の推進】

オバマ政権では、米国市民による社会サービスへの関与、およびボランティア活動の促進を積極的に展開している。

政府で、社会サービスとボランティア活動の促進を担うのが、全米コミュニティ・サービス局（CNCS）である。

CNCSは、アメリ・コア、アメリ・コア・ビスタ、シニア・コア、FEMA・コアの4つの主要な社会サービス・プログラムを持つ。（FEMA・コアは、FEMAとの共管事業）

なお、連邦政府は、「社会サービス（National and Community Service）」と「ボランティア」を使い分けている。「社会サービス」は、生活費や奨励金等、一定

の費用が供与されたり、または教育課程の一部として非自発的に行われるのに対し、「ボランティア」は、費用の供与が基本的になく、自発的行為である。

### 【アメリカ・コア】

アメリカ・コアは、全米の NPO で、米国人が社会サービスを行うことを促進するプログラム。

1993年、クリントン大統領が創設した。

オバマ政権になって、2009年以降、一層予算が拡充されてきている。

競争的補助金で、NPOが申請して、審査の上、獲得できる。補助金はNPOに支払われる。

NPOにとっては、スタッフの人件費の75%が補てんされる。25%はNPO持ちとなる。補助金は、若干だが、NPOの間接費に充てることも可能である。補助金は、新規スタッフに充てることが必須で、3年まで延長可能である。(毎年申請)。1団体4人まで申請できる。

毎年8万人に対して補助が行われている。この8万人が年間400万人のボランティアを動かしているとされ、NPOにおけるボランティア活動の推進・巻き込みが、アメリカ・コア参加者の一つの目標となっている。

また、アメリカ・コアのプログラムは、官民パートナーシップ推進の一環として、民間資源をNPOに振り向けることにも注力している。アメリカ・コアのプログラムがレバレッジとなって、2010年は、4億8千万ドル相当の民間資金(物も含む)が、公的サービスに提供された。これにより、連邦の財政に貢献したとされている。

重点分野は6分野あり、災害救援、雇用拡大、教育、環境、健康、退役軍人及び軍人の家族のケアである。

とりわけ、退役軍人の問題は深刻で、戦争でPTSD(心的外傷後ストレス障害)にかかっているケースも多く、アメリカ・コアのプログラムへの参加は、それからの回復へも有効である。サービス活動で、いったん周囲への適応力や仕事へのスキルを高めてから、就労できるメリットがあり、退役軍人の社会復帰に大きく貢献している。



### 【シニア・コア】

シニア・コアは、55歳以上のシニアのボランティア活動を推進している。毎年30万人以上のボランティアがプログラムに参加する。シニア・コア参加者には、費用の支給は原則ない。

### 【FEMA・コア】

FEMA・コアは、当初は、FEMA（連邦危機管理局）のプログラムで、2001年の9.11テロへの対応として、災害やテロなどに対するボランティア推進を担うために、2002年に設置された。オバマ政権になってから、CNC Sと共管事業となり、アメリ・コアとの連携が打ち出されている。

## （2）ソーシャル・イノベーション・ファンド等の社会実験の推進

### 【社会イノベーション・市民参加局】

2009年、オバマ大統領によってグラスルーツのNPOやボランティア活動を推進するために設けられたホワイトハウスの部局。ホームページのトップに「目標とするところは明らかである。アメリカの諸困難への課題解決は、日々、グラスルーツの団体によって発展させられている。政府がそれにとって代わることはできない。政府はその努力を支援しなければならない」というオバマ大統領のスピーチが掲げられている。各省庁のNPO政策を統合し、効果的にする役割を持つ。また、実験的なNPO政策に関して、企画・実施を担う。

### 【ソーシャル・イノベーション・ファンド】

ソーシャル・イノベーション・ファンドは、NPOへの実験的大型補助金である。2010年にスタートした。一般の補助金と違う点は、民間の助成財団とのマッチングファンドを前提としており、官民パートナーシップ事業と位置付けられている点と、1件1億円～10億円（最大5年間継続）という巨額な補助金を拠出して、成果を高めようとする点にある。

プログラムには重点分野があり、雇用機会開発、若者教育、健康の3分野である。この重点分野で、より大きな社会的インパクトをもたらすとみられる助成財団のプロジェクトにだけ、資金補助を行う。助成財団は、複数のNPOと共同プロジェクトを組み、事業を実施することになる。政府の1の補助金に対して、助成財団が1の資金を提供する。それが、個々のNPOに対して、1/2助成という形で実施される。政府としては、1の資金で3の民間資金が喚起できる訳で、政府の補助をより効果的にできるとされている。

すでに全米20の助成財団と協働して、約220のNPOへ資金援助を行っている。

全米コミュニティ・サービス局が担当している。

### 【ペイ・フォー・サクセス・ボンド】

「Pay for Success Bonds（成功報酬債権）」は、英国保守党政権が始めた「ソーシャル・インパクト・ボンド」をオバマ政権が模倣したもの。

2012年から始まったモデル事業で、成否はまだ見えていない。予算は1億ドル。

NPOのプロジェクトに、政府が資金を仮拠出し、その資金を債権化して、投資機関や財団に販売する仕組み。プロジェクトが成功すれば、政府が投資機関や財団に運用益を付加して還元するが、失敗すれば、投資機関や財団は元本を失う。ハイリスク・ハイリターンの債権である。

労働力開発、教育、更正保護、障がいを持つ子ども支援に関する7つのプロジェクトが、現在、行われている。

ホワイトハウスの「社会イノベーション・市民参加局」が事業を推進しているが、労働省、教育省、安全保障省、法務省、CNC Sの各省・局の補助金を活用して行われている。

オバマ政権は、2014年度のペイ・フォー・サクセス・ボンド予算として、5億ドルを予算要望している。

### (3) 根拠指向のNPO支援策の展開

オバマ政権では、連邦の補助金政策として、「Evidence Based Initiatives」という手法が採用され始めている。

「明確な根拠にしたがった政策展開」というような意味である。

連邦の財政難により、旧来の補助金をカットするためにも、新しい補助金事業を始めるためにも、議会やOMB（行政管理予算局）に説明する上で、より明確な根拠が求められるようになったため、オバマ政権で採用されたアプローチである。

NPO政策でも、成果の具体的内容や数値目標、民間資金等へのレバレッジ効果などが、補助金の成果指標として、積極的に求められるようになっている。

ただし、もとめられる Evidence は、プロジェクトや分野によって確立されているわけではないので、様々な指標が使われている。

### (4) 官民パートナーシップの強化

オバマ政権では、官民パートナーシップの推進も、NPO政策の大きなテーマとなっている。

オバマ政権が創設した社会イノベーション・市民参加局も、官民パートナーシップの推進を目的に掲げている。

2013年7月15日、オバマ大統領は、署名したプレジデンシャル・メモランダム（大統領令と同じ効力を持つ）で、「より官民連携を進めるタスクフォースを立ち上げ、今後他省庁と宗教団体やNPOとの連携を深めることが期待する」と述べている。

限られた連邦予算を効果的に活用するためにも、現場のニーズにより適切に対応し、民間の資金、ノウハウ、ボランティア等をどれだけ公共サービスに掘り起こせるかが、官民パートナーシップ推進の課題である。

ソーシャル・イノベーション・ファンドでも、ペイ・フォー・サクセス・ボンドでも、アメリ・コアのプログラムにおいても、民間資源の掘り起しが、プログラムに組み込まれている。

USAIDが、民間企業からNPO/NGOにシフトしていったのも、現場ニ

ーズにより適切に対応できるという点が大きい。

より、効果的に、政府の重点施策に、NPOや民間フィランソロピー活動を活用していこうとしている。

### **(5) 省庁横断的なNPO政策の推進**

省庁横断的にNPO政策を進めるために、社会イノベーション・市民参加局が設立されている。

ボランティア推進策においても、アメリ・コア、シニア・コア、FEMA・コアなどの推進策が、統合される方向に向かっている。

また、複数の省庁にイノベーション・ファンドを設け、Evidence Based Initiatives や、官民パートナーシップを統一的に推進するなど、統合したNPO政策を展開していこうとしている。

## 2. 米国における「NPO」制度の概要

### ポイント

- A) 米国で、NPOという時、一般には、連邦税法501条c項3号に認定された寄附税制優遇団体を指す。ここには、市民活動団体だけでなく、財団法人や医療法人、学校法人、宗教法人も含まれている。
- B) NPOは、州法で法人格を取得した後、内国歳入庁で、寄附税制優遇と法人税非課税の資格（501（c）3）を得る。また、州政府に、申請することで、固定資産税や消費税の非課税措置を得る。
- C) 法人税は、NPOの目的と関連している事業ならば非課税となる。関連していない事業は、企業並みに課税される。

- ① 米国において、「NPO」と言った場合、一般的には、連邦の内国歳入庁（IRS: Internal Revenue Service）で認定された、市民活動団体、私立学校法人、医療法人、宗教法人、財団法人等を含めた「民間非営利公益団体」の総称として使われる。
- ② 米国では、連邦税法（IRC : Internal Revenue Code）の501条（c）項第3号（以下、501（c）3と略）で、これら「民間非営利公益団体」の要件や税制上の地位が決められている。
- ③ 連邦税法501（c）は、1号～27号まであり、共済団体、会員制社交団体、協同組合、業界団体、商工会、趣味サークル、労働組合など、様々な非営利団体の要件が決められている。非営利法人は、法人税が非課税となる。（関連事業非課税）
- ④ この中で、501（c）3の団体は、法人税非課税だけでなく、寄附者への寄附優遇税制があることが違いとなっている。（※若干例外あり）
- ⑤ 501（c）3の団体は、「プライベート・ファウンデーション」と「パブリック・チャリティ」に分類される。プライベート・ファンデーションは、特定の個人が基金の大半を拠出した団体である。プライベート・ファンデーションとパブリック・チャリティでは、認定要件や税制優遇の内容が違う。プライベート・ファウンデーションの方が税制優遇の割合が低く、規制が厳しい。プライベート・ファウンデーションの規制で一番有名なものが、「ペ

アウト・ルール」である。これは、「資産総額の5%以上を公益事業に支出しなければならない」という規制である。(表1参照)

- ⑥ パブリック・チャリティは、大きく4分類される。第一グループは、学校法人や医療法人など、州政府から事業別に認可を受けた法人が、認定対象となる。州の認可が要件となる。第二グループは、寄付を広く市民から集めている団体が対象。寄付型PST(パブリック・サポート・テスト)が認定要件となる。第三グループは、事業収入が多い団体が対象。事業型PSTが要件となる。第四グループは、パブリック・チャリティの子団体NPOで、親NPOへの資金集めを専門に行う団体が認定を受ける。(表2参照)
- ⑦ 501(c)3には、税制上の特典が3つある。(1) 関連事業非課税、(2) 寄付者への優遇税制、(3) 地方税の減免・非課税、である。
- ⑧ 「関連事業非課税」とは、法人税が、そのNPOの目的事業に関連した収入であれば、課税対象とならない制度である。NPOが、単に利益を得るためにレストランを経営すれば、法人税が企業並みに課税されるが、たとえば、雇用開発のNPOが、若者の雇用訓練施設としてレストランを経営すれば、そこでの収益は法人税が非課税となる仕組みである。
- ⑨ 地方税の減免・非課税に関しては、州によって扱いが違いますが、501(c)3の認定を受けたNPOが州に申請することにより、固定資産税や消費税が非課税となる州が多い。

表1：プライベート・ファウンデーションとパブリック・チャリティの比較

<p>IRC 501 (c) 3</p>	<p>プライベート・ファウン デーション</p>	<p>① 個人の税制優遇 寄付控除限度額が、個人 の調整後所得の<u>30%</u>まで 寄付金控除できる。 (ただし、事業型の場合は 50%まで)</p> <p>② 企業の税制優遇 寄付金の損金算入限度額 が利益の10%までである。</p> <p>③ 法人税 法人税が公益事業（関連 事業）に関して非課税とな る。</p> <p>④ <u>ペイアウト・ルール</u> あり。</p>
	<p>パブリック・チャリティ</p>	<p>① 個人の税制優遇 寄付控除限度額が、個人 の調整後所得の<u>50%</u>ま で、寄付金控除できる</p> <p>② 企業の税制優遇 寄付金の損金算入限度額 が利益の10%までである。</p> <p>③ 法人税 法人税が公益事業（関連 事業）に関して非課税とな る。</p> <p>④ <u>ペイアウト・ルール</u> なし</p>

表2：パブリック・チャリティの4類型

パブリック・チャリティ	<p>①パブリック・インスティテューションズ</p> <p>宗教法人、学校法人、医療法人、政府外郭機関、公立大学後援団体など、連邦の他の法律や州法で認可を得た法人である。これらは、IRSの審査なしに、パブリック・チャリティの資格を得られる。</p>
	<p>②パブリック・サポータード・オーガニゼーション</p> <p>寄付金の収入によるパブリック・サポートの審査に合格した団体がこの資格を得られる。(法律上「a1」タイプと分類される。IRC 509条(a)1で規定されているからである。)</p>
	<p>③事業型パブリック・チャリティ</p> <p>寄付でなく、対価を得る収入を中心に運営されている団体で、事業型PSTを合格した団体がこの資格を得られる。(法律上「a2」タイプと分類される。IRC 509条(a)2で規定されているからである。)</p>
	<p>④パブリック・チャリティ支援型オーガニゼーション</p> <p>支配団体が、上記のパブリック・チャリティである子団体が資格を得られる。親チャリティを支援するファンドレイズ専門部門などが独立して資格を取る場合などに使われる。</p> <p>(法律上「a3」タイプと分類される。IRC 509条(a)3で規定されているからである。)</p>



表3：パブリック・チャリティの分野別法人数割合（アーバン・インスティテュート）

Human Service（シェルター、スポーツ、住宅支援、青少年育成等）	35%
Education（学校、研究機関）	17%
Health（医療、介護関係）	12%
Public and social benefits（人権、市民権、コミュニティ財団）	12%
Arts, culture, and humanities（文化芸術）	11%
Religion-related（宗教関係）	8%
Environment and animals（環境、動物保護）	5%
International and foreign affairs（国際協力）	2%

### 3. 米国における認定NPO資格取得の手続きと監督

#### ポイント

- A) 米国におけるNPO法人格の認証は、書類も簡素で、1～2週間で終わる。
- B) 税制優遇の認定は、法人格取得後、ただちに申請でき、原則3～6か月で認定ができる。審査は書類審査。認定率は87%となっており、不認定は極めて少ない。認定がとりやすいことが、NPOの成長を促進している。
- C) 監督は、情報公開と事後チェックが中心である。情報公開を促進することで、市民社会の監視を強化している。

#### 【法人格の取得】

- ① NPOの法人を取得するのは、州政府に登録を行う。登録には、電子申請が51の州・特別区で普及しており、1時間ほどの作業で登録申請が終わる。法人格が取れるまでの期間は、州によって違うが、訪問したメリーランド州では、1～2週間程度とのことだった。

#### 【税制優遇措置の取得】

- ② NPOは法人格を取得したら、内国歳入庁に、501(c)3資格の申請を行う。申請書類は、書式1023というものである。認定を受けるにあたって、日本の認定NPO法人のように実績期間(2事業年度)は要求されない。法人化した年度とその後2事業年度分の収支予算書を提出して、その3事業年度の会計と事業内容が妥当であれば、認定が受けられる。書面での審査が原則である。認定はふつう3～6か月くらいでとれる。申請書が要件を満たしていると判断されれば認定となる。申請書に不明瞭な点があれば、文書で追加資料の提出や説明の要請が来る。このやりとりが長い場合には、1～2年審査にかかる場合もある。
- ③ 米国では501(c)3では申請した団体の約9割が認定を受けられている。2012年度で言えば、51,746団体がIRSに申請をし、45,029団体(87%)が認定を受けた。不認定は、わずか123団体で、残りの6,596団体は、その他(継続審査、取り下げ等)となっている。(ゼロイト)

- ④ 不認定となった場合でも、IRSに対して不服審査の提起ができる。不服審査は、裁判の前に、不服審判所で審査される。
- ⑤ パブリック・サポート・テストは、認定後5年目に実施され、それから、毎年過去5年の合計値で実施される。最初の認定時では、PSTは実施されない。
- ⑥ 連邦法人税の認定が受けられると、州に州税の減免を申請する。メリーランド州では、これにより固定資産税と消費税などの地方税が非課税となる。

### 【NPOの監督】

- ⑦ 米国では、501(c)3の監督やチェックは、主に4つの機関が行っている。ただし、すべてにおいて、情報公開が一番の監督方法となっている。
- ⑧ 第一の機関は、IRS（内国歳入庁）で、毎年、501(c)3団体から、年次報告書を受け取る。年次報告書は、「書式990 (Form990)」と呼ばれ、米国のNPOの統計などは、この年次報告書から作成される。「書式990」は、年間事業規模25000ドル以上の団体は、正式版を提出する義務があるが、年間事業規模25000ドル未満の団体は、簡易版（書式990EZ）を提出すればよいことになっている。また、NPOが、非関連事業のビジネスを行う場合、別に書式990-Tを別途、ビジネス部門を区分経理して提出する必要がある。
- ⑨ IRSは、この年次報告書をインターネットですべて公開している。情報公開による監督が、IRSの基本となっている。情報公開により、メディアによる注目、関係者の告発、議会による注目によって、問題のあるNPOを見つけ出す方法をとっている。
- ⑩ 2006年までは、年間事業規模5000ドル未満の団体は、IRSに毎年年次報告（書式990）の提出義務がなかったが、情報公開強化のために、2006年の制度改正で、すべての501(c)3団体に、書式990の提出が義務づけられた。3年間、書式990の提出がない場合は、501(c)3資格取り消しとなる。2011年は、この取消措置により、501(c)3団体が、128万団体（2010年）から108万団体へと一気に減少した。27万団体が消失したとされている。
- ⑪ IRSは、2006年時点では、毎年2000法人程度を抜き打ち検査して

いるとしていたが、現在の正確な数字は分からない。問題のある団体に対しては、立ち入り検査を行っている。

- ⑫ 不正があったからといって、税制優遇資格の取り消しはよほどのことがない限り行われたい。それ以前に、罰則的な課税が行われる。
- ⑬ 第二のチェック機関は、州政府である。州政府の法人認証課や公益法人課が監督を行っている。ただし、こちらも実地検査をしているわけではない。監督担当者は州平均1.5人で、実際は、ほとんど監督できる体制にはない。州によっては、501(c)3団体が、広く募金活動を行うにあたって、州への届出を義務づけているところがある。  
501(c)3団体から、募金活動の前に申請を受け、毎年の募金に関する報告を受けて、ホームページにアップしている。これも情報公開で監督をする趣旨である。登録団体が年次報告を怠ると、過料が科せられる場合がある。
- ⑭ 第三のチェック機関は、民間の機関である。Watchdogと呼ばれる民間のNPO監視機関や、NPOの信頼性担保機関がある。Watchdogは、一般に、NPOの財務情報をベースに、寄付者向けのNPOの格付けを行うことが多い。信頼性担保機関は、NPOが信頼できることを保証する「信頼性マーク」を発行し、NPOへのクレームの受付を行う。ただし、全米最大の信頼性保証機関CBBBでも1400団体しか信頼保証を行っておらず、一部のNPOに限定されている。
- ⑮ 第四のチェック機関は、マスコミである。米国でもNPOのスキャンダルを発見・広報するのは、一般的にマスコミが大きな役割を担っており、それに政府機関が追随する例が多い。

## 4. 米国におけるNPOの規模、重要性や経済効果

### ポイント

- A) NPOは、米国のGDPの5.6%を生み出し、1370万人の雇用を創出している。
- B) NPOでは、NPOの最大の収入源は事業収入である。近年の成長も、事業の拡大が原動力となっている。
- C) 米国では、政府が効率的に、かつ現場ニーズに合ったサービスを実施するために、NPOとのパートナーシップが拡大してきている。
- D) 市民社会の活性化やアメリカ市民意識の醸成、市民生活の向上、雇用能力の獲得などの点でも、NPOは重要である。

### 【NPOの数】

- ① 米国において、非営利団体の総数は、2012年時点で、約230万団体と推計されている。(アーバン・インスティテュート、以下「UI」と略)
- ② そのうち、IRSに登録されている非営利団体の数は、2012年時点で、約160万団体である。(UI)
- ③ そのうち、501(c)3号の認定を受けている団体は、2011年時点で、約108万団体である。(ギビングUSA)

### 【NPOの経済規模、雇用における貢献】

- ④ 2010年、NPOセクターは、1兆5100億ドル(約133兆円。1ドル88円)の収入があり、1兆4500億ドル(約128兆円)の支出規模があった。(UI)
- ⑤ 2011年で、NPOセクターは、米国GDPの5.6%を生み出し、1370万人の雇用を生み出している。(UI)
- ⑥ 米国経済において、NPOは雇用の増加に大きく貢献している。2000年から2010年までの10年間で、雇用者数は、ビジネス部門で6%マイナス成長だったのに対し、NPO部門では17%の成長を記録している。また、労働者への賃金総額も、この10年間で、ビジネス部門で1%マイナスであったのに対し、NPO部門で29%の増加をしている。(UI)

- ⑦ 501(c)3のパブリック・チャリティの収入源は、事業収入が約7割を占めている。(表4参照)
- ⑧ 2012年のNPOセクター全体の寄付収入は3162.3億ドル(約25兆6千億円、1ドル81円)で、その内、個人からの寄付が72%、財団からの寄付が15%、遺産が7%、企業からが6%だった。(ギビングUSA)

### 【NPOの重要性】

- ⑨ NPOは、経済成長や雇用の拡大に貢献している。NPOセクターは、経済的に成長セクターであり、1370万人の雇用を生み出している。(UI)
- ⑩ NPOは、3つの領域でその重要な役割を担っている。(1)政府や企業が提供できない社会的サービスの提供。(2)政府や企業のパートナーとして、サービスの補完を行う。(3)政府や企業を変革したり、説明責任を果たさせる助言者的役割。(UI)
- ⑪ 政府にとって、効率的で、説明責任を持ち、現場ニーズに適応した、かつ、政府が十分提供できないサービスを実施するために、NPOとのパートナーシップが重要である。USAIDは、関連する予算を含めて、予算の6割をNPO/NGOで委任して事業を実施している。
- ⑫ 市民社会の活性化や市民の生活向上に関して、NPOやボランティア活動が果たす役割は大きい。また、NPOでの社会サービスへの従事は、職業訓練の役割も担っている。
- ⑬ アメリ・コアのプログラムで、NPOでサービス活動をすることは、若者や退役軍人の職業訓練ともなり、就労への道となっている。退役軍人(毎年25万人いる)は、戦争でPTSD(心的外傷後ストレス障害)にかかっているケースも多く、社会サービス活動は、セラピーにもなり、それからの回復へも有効である。社会サービス活動で、いったん周囲への適応力や仕事へのスキルを高めてから、就労できるメリットがある。(全米コミュニティ・サービス局)

表4：パブリック・チャリティの収入源、2011年（UI）

一般市民向けサービス・物販料金等	46.6%
政府向けサービス・物販・請負料金等	23.2%
民間寄付金	12.6%
政府補助金	9.5%
投資収益	2.6%
その他収益	5.5%

## 5. 米国におけるNPOの発展と連邦政策の関係

### ポイント

- A) 米国では、政府部門からのNPOへの補助・契約の増加、寄附税制の拡充、関連事業非課税、ボランティア活動推進策の4つ政策が、それぞれ段階的に働いて、NPOの成長を支えてきた。
- B) 政府の財政改革に伴い、より効率的に政策を実現するために、NPOの活用（契約）が進んでいる。
- C) 関連事業非課税・寄附税制は、1969年以降、基本的に、数次の優遇措置拡充と要件緩和がされていっており、501(c)3団体の急速な増加と社会での重要性の拡大が進んだ。
- D) 1990年代以降、NPOにおけるボランティア活動の推進や社会サービス従事者支援なども連邦が行い、NPOの成長を加速させている。

- ① 米国において、NPOが発展したのは、戦後であり、とりわけここ30年の発展は急速である。
- ② 米国において、NPO発展の最初の大きなきっかけになったのは、1960年代のジョンソン政権における「偉大な社会」政策である。公共支出がNPOを通して社会政策に向けられ、NPOが政府のパートナーとして成長していくきっかけとなった。
- ③ 1969年に、NPO税制が大改正され、501(c)3が、プライベート・ファウンデーションとパブリック・チャリティに分けられた。助成型プライベート・ファンデーションが、租税回避に濫用されていたため、規制が強化された。一方、事業型プライベート・ファンデーションとパブリック・チャリティに対する寄附金控除率が、所得の30%までから50%までに引き上げられた。これ以降、数次に渡って、認定要件の緩和がなされた。
- ④ 1980年代には、連邦政府が財政改革を行ったことにより、連邦からのNPOへの公的支援が大幅に減少した。このことは、事業型NPOの発展を促す結果となった。関連事業非課税がNPOの事業発展を促進した。
- ⑤ 一方で、レーガン政権は、1981年寄附税制を拡充し、個人の所得控除も行いやすくし(時限措置)、企業の寄附金の損金算入限度枠を5%から10%



に拡充した。

- ⑥ 1989年、ジョージ・ブッシュ大統領は、全米コミュニティ・サービス局の前身である「全米サービス局」をホワイトハウスに設置。また、ブッシュ大統領の主導により、ポイント・オブ・ライト財団が設立された。全米のNPOへのボランティア・マッチングを行うなど、ボランティア活動の促進を行った。
- ⑦ 1993年にクリントン政権は、アメリ・コアの制度を創設。NPOで、ボランティアをする人に生活費や奨学金を支給する制度で、ボランティア活動やNPO活動の発展を促した。
- ⑧ 1996年以降、NPO会計基準の整備、NPOの税制申告書(書式990)のインターネット公開、それによるNPOの財務分析の発展など、情報公開が進んだ。
- ⑨ 2001年、ブッシュ大統領は、宗教系NPOが、地域での社会貢献活動をする際、政府が支援を行っても、政教分離の原則に反することがないように、宗教系・地域NPO連携局を設置。宗教系NPOの地域における社会貢献活動の支援を開始した。
- ⑩ 2004年のスマトラ島大津波、2005年のハリケーン・カトリーナ、2010年のハイチ大地震、2012年のハリケーン・サンディ等の被災者支援において、NPO、政府、自治体、民間企業、市民の連携が進んだ。
- ⑪ 501(c)3団体は、1999年には79万団体だったのが、2011年には108万団体と30万団体近く、この12年で増加している。(U I)
- ⑫ 料金収入や政府との契約が増加した結果、(1) 会計の説明責任や透明性、(2) マーケティングや契約に関する専門性、(3) 効率性や成果、社会的影響力に関する評価、の3つが求められるようになってきている。(U I)

## 6. 州政府、自治体におけるNPO推進政策

### ポイント

- (1) 州・自治体レベルでも、NPO支援のセクションを設け、NPO活動の活性化や寄付の推進に努めている。
- (2) 効率的な行政や、行政だけではできない社会サービスへの対応を行うためにも州・自治体レベルでのNPOとのパートナーシップは有益である。

### 【州政府によるNPO支援】

- ① 今回訪問したメリーランド州やニューヨーク州では、州レベルでのNPO支援も積極的に行っていた。
- ② メリーランド州では、1万8千のNPOがあるが、4人の担当官でNPOの申請手続き、NPOからの相談対応、寄付先についての相談、不正運用のチェック等も担っていた。「ギビング・ワイズリー」というプログラムを設け、どこに寄付をすればいいのかといった市民や企業からの相談にウェブ、電話で応え、講演等も行っている。
- ③ ニューヨーク州には、州のNPOのネットワーク化などの支援活動を行う、知事部局であるNPO支援室があり、NPO調整官が新設された。NPO経験者が抜擢されている。
- ④ 先日のハリケーン・サンディ被害への対応の経験から、NPOやボランティア、地域団体の重要性が改めて認識された。アメリコアなどが災害救援において活躍できるよう、NPO調整官が、さまざまな分野とNPOとの連携強化策に取り組んでいる。
- ⑤ 州知事はホームレス問題に取り組むNPO活動に参加するなど、自らもNPO活動に熱心である。NY州には約6万のNPOがある。

### 【市レベルによるNPO支援】

- ① 今回は、ニューヨーク市とパートナーを組んで、ソーシャル・インパクト・ボンドを実施している財団を訪問したが、市レベルでも、NPOとのパートナーシップも積極的に行われていた。
- ② ソーシャル・インパクト・ボンドは、ニューヨーク州のシンクタンクのMDRCが、全体の事業統括を行っている。ニューヨーク市の事例は、未成年者の更正資金として10億ドルを債権化して販売。ゴールドマン・サックスや民間財団（ブルームバーグ財団）がこれを購入。この資金を基に、NPOに犯罪更正事業を委託し、再犯率が一定の基準より低まれば、行政コストが減った分（刑務所等の費用）を利益として、出資元に元本とともに利益分配するという仕組み。ニューヨークの場合は、ブルームバーグ財団（ブルームバーグNY市長が作った財団）が、元本の8割を保証しているので、出資者は、元本の全額を失うことはない、ローリスクな商品設計となっている。
- ③ これは一つの事例だが、これの分野でも、ニューヨーク市は、効率的な行政を実現するために、官民パートナーシップを積極的に推進している。

## 6. 日本のNPO制度が学ぶ点

日本において、政府から見た場合、NPO活動を促進することには、以下の4つの意義がある。

1. 効率的な政府・自治体の実現
2. 経済および雇用の拡大
3. 市民社会の活性化と生活の向上
4. 政府・企業が対応できない現場ニーズに対応できる社会の実現

このような効果を上げるためにも、米国の制度を参考に、NPO法を大幅に見直す必要がある。今回の訪米から得た知見を基に、日本でも検討されるべき、以下の10の政策を提言する。

---

### 1. NPO法人をもっと簡易に設立できるようにすべきである。

---

#### ポイント

- (1) NPO法人を取得する際の申請書類を大幅に削減する。
- (2) 認証申請してから、審査前に行われる情報公開期間を廃止する。
- (3) 認証審査期間を1か月に短縮する。

- 現行のNPO法では、NPO法人格を取得するのに、所轄庁に申請してから3～4か月の期間がかかり、時間がかかりすぎている。
- 米国では、州によって違うが、1～2週間で法人格がとれる。(長くて4週間)。提出書類も少ない。(ニューヨーク州で、申請書4ページ)。日本では、11種類の書類。
- 日本でも、NPO法人格を取得するための書類を削減して、審査を簡易にし、認証審査期間を1か月以内(現行2か月以内)に短縮すべきである。
- 米国では、NPO法人の情報公開は、法人格取得後に行われる。
- 日本のNPO法で現行行われている審査前の2か月間の申請情報の公開は、事後チェック方式に切り替え、廃止するのが望ましい。

## 2. 認定要件の一層の緩和を行うべきである

### ポイント

- (1) 認定NPO法人になる際に必要とされる事前の実績判定期間を廃止し、法人化後、ただちに認定申請できるようにする。
- (2) 認定審査を原則書類審査で行うこととする。
- (3) PSTは、認定後一定の期間を経てから継続的に行う方式に改める。
- (4) 更新制度は廃止し、一度認定を受けたら、そのまま継続できる制度とする。

- 米国では、実績判定期間が不要で、書類審査だけで、税制優遇措置が受けられる。以前は、仮認定だったが、2011年に、その措置は廃止され、いきなり本認定となる。
- 米国では、PSTは、認定取得後5年たってから、過去5年間の実績に対して行われる。これは、その後、毎年、過去5年間の実績に対して行われる仕組みとなっている。
- 日本では、認定NPOを取得するのに、法人化してから2事業年度の実績判定期間が必要とされており、時間がかかるという問題と、認定取得しようとする、過去（認定要件を良く知らなかった時期）の実績が問題視され、認定取得の壁となっている。
- 日本でも、法人格取得後、ただちに認定申請できるようにして、事後チェックに重きを置く方式に改めるべきである。
- 法令違反に対して、悪質な場合を除いて、直ちに認定取消するのではなく、改善命令、罰金などの制裁で改善を促すべきである。
- 現在は、5年毎の更新制度となっているが、米国には更新はなく、一度とつたら、そのまま継続できる。規制を緩和すべきである。

※新公益法人制度でも、一般社団・財団法人は、実績は不要で、ただちに公益認定を申請でき、書類審査のみで認定を受けられ、認定には更新は不要である。

---

### 3. 関連事業の非課税措置を実施すべきである。

---

#### ポイント

- (1) 認定NPO法人の目的事業に係る収益に対しては法人税を非課税とする。
- (2) 認定NPO法人の成長を促進し、ソーシャル・ビジネスを育成する視点から、目的事業に対する利益の確保や内部留保に制限は設けないようにする。

- 米国では、NPOの目的に沿った事業は、関連事業として、法人税が非課税となる。
- 日本では、NPOの目的に沿った事業でも、法人税法上の「収益事業」に該当した場合は、法人税が課税となる。
- NPOの自立的財源確保やソーシャル・ビジネスの成長を促すためにも、認定NPO法人においても、目的事業は、法人税を非課税とする。
- 米国では、関連事業が非課税であるが、利益を上げることや内部留保について制限はない。認定NPO法人も、そのような制限を設けるべきではない。

#### 4. 寄附税制のさらなる拡充を行うべきである。

##### ポイント

- (1) 株や不動産の資産の寄付が進むように、認定NPO法人等に対しては、原則、みなし譲渡非課税とする。
- (2) 企業の寄附金の損金算入限度枠を米国並みの所得の10%まで認める。
- (3) 個人・企業の寄附金の5年間の繰越控除を認める。
- (4) 寄附金の領収日を、カード決済の場合は、支払った日とすることで、寄付者が計画的に控除制度を活用しやすくすべきである。
- (5) 寄付税制の申請書を、もっと、「はい/いいえ」形式を多く採用し、簡易化すべきである。

- 米国では、認定NPOに対する資産（株や不動産等）の贈与が容易であるのに対し、日本では、認定NPO法人等への資産の贈与には、1件1件、みなし譲渡所得課税の適用除外の承認を国税庁長官から受けないと、譲渡税が課税される仕組みとなっており、実際にはその承認が受けにくく、資産の贈与を促進する障壁となっている。
- 今後の個人資産の流通をよくしていくためにも、公益活動の促進のためにも、認定NPO法人等へのみなし譲渡非課税を原則化する。
- 企業からの寄附金の損金算入限度枠も米国に比べると小さい。米国並みの所得の10%まで損金算入を可能とする。
- 個人、企業とも米国では、寄附金を5年間繰越控除できる。その年度の所得が分からない時期でも計画的に寄附できるようになっている。日本でも、5年間の繰越控除を認めるべきである。
- 米国では、寄付者は、年末になって、オンライン等で控除制度を有効活用できるように寄付を行っている。日本では、オンラインでクレジット決済で寄付をすると、寄附金の領収日は、団体に入金した日となり、寄付者が計画的に寄附できない。寄附金の領収書日を、決済した日とすべきである。
- 米国の税制優遇措置の申請書1023は、「Yes/No」形式で多く答えられるようになっており、日本も中小のNPOが申請しやすいように、簡易化すべきである。

---

## 5. 消費税を非課税にする措置を実施すべきである。

---

### ポイント

- (1) 認定NPO法人の目的事業に関しては、消費税を非課税とする。
- (2) 認定NPO法人でも、目的外事業に関しては、消費税を課税とする。

- 米国では、州によって違うが、NPOに対して、消費税（州税）を免税にしている州が多い。消費税を非課税にしている州もあるが、仕入れ時に消費税分を払わないでよい州も存在する。
- 日本でも、NPOの事業活動を促進し、ソーシャル・ビジネスを育成する視点から、認定NPO法人の目的事業に関しては、消費税を非課税にする措置を講じるべきである。

---

## 6. NPOへの人的サポートを強化すべきである。

---

### ポイント

- (1) 日本のNPOのスタッフの雇用に対して支援を行い、基盤整備を図る
- (2) その際、雇用は3年間更新可能とするなど、十分、NPOの基盤強化と人材育成ができる仕組みとすべきである。

- 米国では、アメリ・コアのプログラムで、NPOへの新規スタッフの人件費補助を行い、社会サービス経験の促進や、ボランティア活動の推進や地域への貢献を促進している。
- アメリ・コアのプログラムは3年間更新可能で、雇用の促進にも貢献している。
- 日本でも、雇用創出の補助金があるが、社会サービス経験の促進やボランティア活動の拡大などの視点は欠けている。また、1年限りなため、実際の雇用にまで結びつかないという批判がある。
- 雇用創出の補助金に、地域貢献事業やボランティア活動の推進の視点を導入し、3年間雇用が継続できるプログラムを導入すべきである。もしくは、その目的をもった新しい補助制度を導入すべきである。



## 7. 情報公開を一層強化すべきである。

### ポイント

- (1) NPO法での認証法人、認定法人の所轄庁での公開情報について、オンラインで公開することを義務付ける。
- (2) その際、個人情報の保護については、黒塗りにするなど配慮する。

- 米国では、NPOの認定申請書類、毎年の年次報告書（書式990）は、IRSによって、すべてオンラインで公開され、誰でも閲覧・コピーが可能である。（署名など一部の個人情報は黒塗りにされている）
- 情報公開が、NPOを監督する最も有効な方法として評価されている。
- 日本では、過去3年間の会計報告書や事業報告書等を公開する規定がNPO法にはあるが、オンラインでの公開はまだ途中である。
- NPO法で、オンラインでの公開を政府に義務付けるとともに、電子申請についても再度検討すべきである。

## 8. 政府・自治体とNPOとのパートナーシップを強化すべきである。

### ポイント

- (1) 効率的で、より多様なニーズに応える政府・社会を実現していくために、政府は、NPOとのパートナーシップをより促進していくべきである。
- (2) その際、企業と違い、NPOが、寄付やボランティアといった民間資源を掘り起し、社会サービスに充てられる諸資源をより強化するという側面を重視すべきである。

- 米国では、効率的な政府を実現するために、NPOとのパートナーシップが進んでいる。
- USAIDでも6割の資金をNPOに担わせている。
- 雇用機会の開発、貧困対策、若者支援、教育、健康増進などの分野で、米政府は、NPOを効果的に活用している。また、財団などの中間支援団体の活用も進んでいる。

- 日本でも、今後、NPOに委任したり、政府ができない社会サービスを行うNPOに補助をすることを強化することで、効率的で、多様化する社会ニーズに応えられる日本社会を構築できると考える。
- その際、効率性や成果について、明確な指標や測定可能な成果を定めて行うことが重要となってくる。また、NPOを活用することで、民間資金やボランティアなどの民間資源を掘り起し、社会サービスにより多く振り向けることにより、政府の効率性を高めるという視点が重要になる。

---

## 9. NPOに関する統計を一層整備すべきである。

---

### ポイント

- (1) NPO法人および非営利セクターに関する経済規模、雇用者数、税制の効果（減税額）、ボランティアの規模、政府からの支出や契約数などの統計を整備する。
- (2) データに関しては、国連のサテライト勘定も並行して整備して、国際比較できるようにしていく。

- 米国では、非営利セクター及びNPOの経済規模、雇用者数、減税額、寄附金、ボランティアの規模、政府からの支出や契約数などの統計が整備されており、政策の検討、有益性の確認がしやすい。
- 日本でも、断続的に統計が取られているが、継続的ではないために、政策への反映がしにくい。
- 日本でも、国連のサテライト会計を恒常的に作成したり、NPO法人を始めとする非営利セクター全体の各種統計、政府からの契約数や支出、その成果について、毎年継続してデータを作成し、政府の政策をより効果的に進める必要がある。

---

## 10. 日米のNPOに関する政策交流をさらに促進すべきである。

---

### ポイント

- (1) 日米ともに、NPO活動の促進に取り組んでおり、NPO政策について、NPO議員連盟として、日米交流を進めることは重要であると考える。
- (2) 駐日米国大使との交流などを積極的に行い、NPO政策を通しての日米交流の強化を進めることができると考える。

- 米国では、NPOやボランティア活動が盛んであり、オバマ大統領や夫人もその経験者である。政府の高官クラスにも、NPOの理事をしたり、ボランティア活動に熱心な人々が多数存在する。
- NPOに関する政策に関する日米交流はこれまではほとんど行われてこなかったが、今回のNPO議員連盟の訪問で、ともにNPO活動を推進する両国として、交流を進めていくことは双方にとって大きなメリットがあると考ええる。
- 米国の駐日大使や米国大使館などと、NPO議員連盟との交流を深めることで、日本のNPOの発展をより促進できると考える。

---

## NPO議員連盟 訪米視察報告書

2013年9月30日（月）～10月5日（土）

発行日：2013年11月

発行：NPO議員連盟 訪米視察団

編集：NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

連絡先：辻元清美事務所

〒100-8982

東京都千代田区永田町 2-1-2 衆議院第二議員会館 504号室

TEL：03-3508-7055／FAX：03-3508-3855

メール：info@kiyomi.gr.jp／ホームページ：http://www.kiyomi.gr.jp/